

ボ イ ス 中酪 VOICE E

衛生管理徹底するぞ！

日本酪農の最前線的话题をご紹介します



飼養衛生管理基準の改正について

農林水産省は令和2年6月30日、家畜の伝染性疾患の発生を予防するため、家畜の所有者が最低限守るべき衛生管理の方法を規定している「飼養衛生管理基準」を改正しました。
ここでは、牛等に関して新設された基準をご紹介します。

1 改正の経緯

飼養衛生管理基準は、家畜伝染病予防法の規定に基づき、少なくとも5年ごとに再検討を行い、必要があると認められるときは、これを改正することとされています。このたびは、平成30年9月のわが国における26年振りの豚熱(CSF)の発生及びアジア地域でのアフリカ豚熱(ASF)の感染拡大を踏まえ、令和2年4月に「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律」が公布されたことにもない改正されました。

牛等に関する基準で改正された項目は、①家畜の所有者の責務を新設、②飼養衛生管理に係るマニュアル作成並びに従業員及び関係者への周知徹底を新設、③野生動物での家畜伝染病の感染確認による発生リスクの高まりへの追加措置を新設、④衛生管理区域の考え方を明確化、⑤放牧制限の準備について新設、⑥愛玩動物の飼育禁止を新設、⑦衛生管理区域入口での更衣及び車両の乗降の際

の交差汚染防止措置を追加、⑧畜舎入口における伝播防止対策として靴の消毒による方法に加え、専用の靴に履き替える方法を追加、⑨ねずみ及び害虫の駆除について新設、⑩衛生管理区域内の整理整頓及び消毒の物品の消毒等を新設などです。

2 新設された牛等に関する基準

このたびの改正にもない、牛等に関して新設された基準は次のとおりです。

1 家畜の所有者の責務(令和2年10月施行)

家畜の所有者は、飼養する家畜について、家畜の伝染性疾患の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する。関係法令を遵守するとともに、この規定を踏まえ、農場の防疫体制を構築し、農場の所在地域で飼養されている家畜の所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を

高め、衛生管理を行うこと。また、家畜の所有者以外に飼養衛生管理者がある場合には、飼養衛生管理者が可能な体制を確保し、この取組について確実に当該飼養衛生管理者に実施させること。

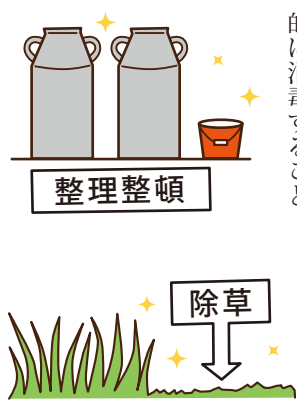


2 飼養衛生管理に係るマニュアル作成並びに従業員及び関係者への周知徹底(令和4年2月施行)

次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること。マニュアルの作成に当たっては、獣医師等の専門家の意見を反映させること。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講ずること。家畜の伝染性疾患の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者者に周知徹底すること。

7 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒(令和2年10月施行)

衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに、病原体が侵入した場合に当該病原体が残存しないよう、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等を行って、敷地を定期的に消毒すること。



8 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等(令和2年10月施行)

家畜の排せつ物等が付着し、又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。



次に掲げる①及び②について、平時からその取組内容を習熟しておくこと。

- ①当日に他の畜産関係施設等又は大臣指定地域に立ち入った者(農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、助産師、飼料運搬業者、集乳業者その他の畜産関係者を除く)及び過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないよう(その者が、シャワーによる身体の洗浄その他の必要な措置を講じた上で、やむを得ず立ち入る場合を除く)。
- ②大臣指定地域において収穫された農産物等を自ら飼料、敷料等に利用する場合は、家畜保健衛生所に助言を求め、指導に従うこと。



4 放牧制限の準備(令和3年10月施行)

家畜伝染病予防法の規定に基づく放牧の停止又は制限があった場合に備え、家畜を収容できる避難用設備の確保又は出荷若しくは移動のため

物による持込みを含む)に関する注意喚起

3 家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備(令和2年10月施行)

家畜の所有者は、野生動物が口蹄疫等の家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているなど家畜伝染病の発生リスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定する地域(以下、「大臣指定地域」という)において追加措置を講ずることとなる

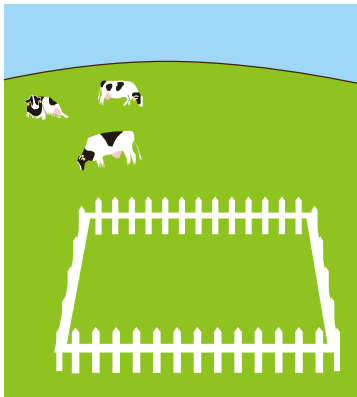


- ④農場内への不適切な物品の持込みの禁止
- ⑤可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組
- ⑥持ち込む工具、機材、食品等の取扱い
- ⑦猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止
- ⑧野生動物の衛生管理区域への侵入防止
- ⑨農場における防疫のための更衣
- ⑩手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等



5 愛玩動物の飼育禁止(令和2年10月施行)

猫等の愛玩動物について、衛生管理区域内への持込み及び衛生管理区域内での飼育をしないこと(愛玩動物の飼養を業務とする観光牧場等において、飼育場所を限定する場合を除く)。



の準備措置を講ずること。

6 ねずみ及び害虫の駆除(令和2年10月施行)

ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートを設置その他の必要な措置を講ずること。

